

放送番組の編集基準

私達、コミュニティFM放送局の使命は、平和な社会の実現を念願し文化の発展、公共の福祉、産業と経済の繁栄に寄与することである。

この自覚に基づいて、民主主義の精神にしたがい世論を尊び言論および表現の自由をもって、放送の責任を果たすことにつとめるとともに、広告、宣伝が視聴者に地益をもたらすことによって、地域社会の信頼に応え、活性化に寄与しなければならない。

当コミュニティFM放送局は、番組提供者の理解と協力のもとに、この基準を守るものである。

I 放送番組の一般基準

1. 人格・人権・名誉の基準

- (1) 人権を守り、人格を尊重する。
- (2) 個人や団体の名誉を傷つけるような取り扱いはしない。

2. 国際関係・人種・民俗

- (1) 国際親善を害するおそれのある問題は、その取り扱いに注意する。
- (2) 人種・民族に関することを取り扱うときは、その感情を尊重しなければならない。

3. 政治・経済

- (1) 政治に関しては公正な立場をまもり、一党一派にかたよらないよう注意する。
- (2) 選挙の事前運動の疑いがあるものは取り扱わない。とくに公共放送などで使用されないように注意する。
- (3) 産業経済に混乱を与えるおそれのある問題は、慎重に取り扱う。

4. 宗教

- (1) 信教の自由、各宗派の立場を尊重し、公正に取り扱う。

5. 社会生活

- (1) 社会的義務にそむく言動に共感をいだかせたり、模倣の意欲を起こさせたりするような取り扱いはしない。
- (2) 公共・公益を乱すような問題は否定的に取り扱う。
- (3) 暴力行為はどのような場合でも是認しない。

6. 家庭

- (1) 結婚制度と家庭生活を尊重し、これを破壊するような思想を、肯定的に取り扱わない。

7. 風俗

- (1) 人命を軽視する言動や、自殺行為を賛美しない。
- (2) 性に関する問題は品位を重んじて露骨な表現を避ける。
- (3) 社会秩序、良俗、習慣を乱すような言動は肯定的に取り扱わない。

8. 犯罪

- (1) 犯罪を肯定したり、犯罪者を魅力的に表現するような取り扱いをしない。
- (2) 犯罪の手口を描写するときは、慎重に取り扱って、模倣の意欲を起こさせないように注意する。

9. 表現

- (1) わかりやすく適切な言葉と文字の普及につとめる。
- (2) 不快感をいだかせるような下品、卑わいな表現を避ける。
- (3) 人心に不当な動揺や不安を与える恐れのある内容、または表現を避ける。

10. 聴取者参加

- (1) 聴取者に参加の機会を与えるようにし、参加者は均等に広く一般に及ぶようにつ

とめる。

- (2) 報酬または賞品によって過度に射倖心を刺激することのないように注意する。
- (3) 企画、演出、司会などで、参加者や視聴者に対して礼を失したり不快な感じを与えないように注意する。
- (4) 児童の参加は、児童としてふさわしくないことはさせないようにする。

11. 訂正

- (1) 放送が事実と相違していることが明らかになったときは、すみやかに取り消し、または訂正する。

II 各種番組の基準

1. 報道番組

- (1) 報道番組は、時事を速報し、説明し、また時事に関する意見を伝えることを直接の目的とする。
- (2) 取材編集は公正をまもり、内容は事実にもとづき、客観的で、正確でなければならない。
- (3) 取材編集にあたっては特に個人の自由を侵したり、名誉を傷つけないように注意する。
- (4) ニュースの中で意見を取り扱うときは、事実と意見を厳密に区別し、またその出所を明らかにする。
- (5) ニュースやニュース解説及び実況中継等は、不当な目的や宣伝に利用されないように注意する。
- (6) ニュースの誤報は、すみやかに取り消し、または訂正する。

2 教育番組

- (1) 教育番組は、学校向け、社会向けを問わず、視聴者が社会人として完成するのに役立つ知識と、資料の系統的な供給を目的とする。

3 教養番組

(1)教養番組は、視聴者が生活の知識を深め、円満な常識と豊かな情操を養うのに役立つことを、直接の目的とする。

4 娯楽番組

(1)娯楽番組は大衆の社会生活に調和する慰安を提供し、生活内容を豊かにすることを目的として編成する。

5 児童向け番組

(1)児童向け番組は、児童に与える影響を考慮して、健全な常識と豊かな情操を養うことを目的として編成する。

6 広告放送

(1)広告放送はコマーシャルまたは放送局の告知によって広告放送であることを明らかにする。

(2)コマーシャルの内容は広告主の名称、商品、商品名、商標、標語、企業(サービス、販売網、施設など)とする。

(3)コマーシャルは真実を伝え、社会的責任を負う。また聴取者の利益に反するものであってはならない。

(4)コマーシャルは関係法令等に反するものであってはならない。

(5)コマーシャルは社会生活や良い習慣を害するものであってはならない。

(6)コマーシャルは番組、他の広告主のコマーシャルとの配列および放送時刻との調和を考慮する。

7 懸賞

(1)懸賞募集では、応募の条件、締め切り日、選考方法、賞の内容、結果発表の方法、期日などを明らかにする。ただし、放送以外の媒体で明らかかな場合には省略することができる。